

5 年 保 存
機 密 性 2
平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

基監発0401第9号

平成26年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の監督指導の方法、措置等に関する今後における運用について

今般、平成26年4月1日付け基発0401第27号「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について」（以下「局長通達」という。）が通知されたところであるが、平成18年3月17日付け基監発第0317002号・基安発第0317001号・基勤企発第0317001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」記の4のうち、監督指導の方法、措置等に関する今後における運用については、局長通達の指示によることとしたので、了知の上、取扱いに遺憾なきを期されたい。